

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	後期高齢医療事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。</p> <p>①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や資格確認書等の交付等の窓口事務を実施している。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1号別表の85項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条(第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10号)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 別表の85項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
後期高齢者医療広域連合	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町2丁目3番地) 0296-32-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険年金課 (茨城県結城市中央町2丁目3番地) 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	結城市個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する管理規程等に従い、特定個人情報を利用、管理している。また、取扱いに関して手作業が介在するが、複数人で確認するなどし、人為的なミスが発生しないようにリスク対策は十分と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報の取扱い者に関する研修を受講している。また、庁内で漏えい等の事案が発生した際の対応策等の周知がされているため教育・啓発は十分と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 増山 誠	保険年金課長 山中 健司	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	平成27年3月11日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	平成27年3月11日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	保険年金課長 山中 健司	保険年金課長	事後	役職名表記に修正
平成31年3月15日	リスク対策1～9	項目なし	リスク対策1～9への記載	事後	項目追加
令和2年3月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和2年3月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保険年金課	市民生活部保険年金課	事後	部署名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 7. 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部保険年金課医療福祉係 茨城県結城市結城1447番地 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	保健福祉部保険年金課医療福祉係 茨城県結城市結城1447番地 0296-32-1111	市民生活部保険年金課 茨城県結城市中央町2丁目3番地 0296-32-1111	事後	部署名変更 所在地変更
令和3年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点変更
令和3年9月1日	4. ②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月3日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月3日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	表紙 公表日	令和5年3月10日	令和6年3月15日	事後	時点変更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点変更
令和6年3月15日			評価書中の「カンマ」の記載を「読点」に変更	事後	内容変更
令和7年3月14日	表紙 公表日	令和6年3月15日	令和7年3月14日	事後	時点変更
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点変更
令和7年3月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	証	資格確認証等	事後	マイナンバー法等の一部改正に伴う修正
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	別表第一の59の項	別表85の項	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	第46条(第1, 2, 3, 4, 5, 6号)	第46条(第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10号)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	別表第二(82, 83の項)	別表(85の項)	事後	改正番号法の施行に伴う修正
令和7年3月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの	[○]委託しない	[十分である]	事後	定期見直しに係る修正
令和7年3月14日	IV リスク対策 4. 特定個人情報の提供・移	[○]委託しない	[十分である]	事後	定期見直しに係る修正
令和8年3月2日	表紙 公表日	令和7年3月14日	令和8年3月2日	事後	時点修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正